

事業説明シート 1 庁舎建設基金積立(継続)

部局課所 総務部庶務課
 総合計画 5章 自ら考え主体となって参加する開かれたまち
 7節 行政能力の強化・市民サービスの向上
 4項 行政サービスの向上
 重点テーマ

【①事業の目的】 現庁舎が抱える老朽化、狭あい化、分散化という諸問題を解消し、市民が利用しやすい新庁舎を建設するために必要な自己資金について、計画的に基金を積み立てることによって確保する。	【②事業の対象】
【③全体事業概要】 単年度5億円に運用益を加えた額を計画的に基金に積み立て、建設に係る地方債の許可に必要な額の確保に努める。 なお、類似都市の例から現在想定している建設費は以下のとおり。 想定建設費 200億円 財源内訳 一般 35億円 基金取崩 100億円 市債 65億円 ※上記建設費には、仮庁舎建設費、旧庁舎解体費、設計費、工事監理費、外構工事費、高度情報化対応費等は含まれない。	【④新年度事業概要】 単年度5億円に基金の運用益を加えた額の積立を継続する
【⑤備考】 平成8年3月議会で市長は「平成19年の国体開催までには新庁舎建設を実現したい」と答弁していたが、12年1月の秋田市新庁舎建設検討委員会において検討した結果、厳しい財政状況を勘案し、単年度5億円に運用益を加えた基金の積立で、目標金額に達する平成22年度以降に、再度建設計画を検討することとした。 それを受け、市議会に対しては、新庁舎の完成を現庁舎の法定耐用年数が満了する平成26年度までには実現するとしている。	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート 1 庁舎建設基金積立(継続)

【①事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
○ 無 ● 有	平成22年頃までに、行政需要に応じた施設規模、機能の検討を行うことにしている。
【②民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	原則的に地方行政事務を行う事務所
【③住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向	庁舎の中身については、基金が目標額に達する22年頃までに住民ニーズや行政需要の動向を踏まえて検討される予定。
【④市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	計画的に積み立てないと後年度の負担増となる。
【⑤事業外部の条件整備(関連事業等)】	
○ 問題無 ● 要配慮	NHK秋田支局の駅東拠点地区への移転
【⑥事業成果(アウトカム)指標】	
指標	年度末積立総額

選定理由	基金積立目標額（１００億円）に対する年度毎の達成率を把握するため				
計算・推計方法	各年度末積立総額／基金積立目標額				
留意事項	計画的に積み立てないと後年度の負担増となるおそれあり。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	53.7%	58.8%	63.9%	69.0%	74.1%
実績					

【⑦事業成果指標・備考】 基金積立目標額に向けて、毎年５億円に加え基金の運用益相当額を積み立てる計画。新庁舎の想定建設費２００億円、法定耐用年数５０年。庁舎建設計画の見直しにあたっては、従来の積立額の実績推移を参考として、５億円を計画的に積み立て、耐用年数が到来する平成２６年までには新庁舎を完成させる方針。					
--	--	--	--	--	--

01総務 1

事業説明シート 6 自主防災組織育成事業(継続)

部局課所 総務部防災対策課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 8節 消防力と防災体制の強化
 4項 防災体制の確立
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 自主防災組織の未組織町内会に対して、組織の必要性を訴えながら組織化を促進するとともに、既存組織の育成強化を図り、防災意識の高揚と有事における市民の適切な対応を図る。	【②事業の対象】 市内各自主防災組織 190団体 ※全市 919町内会
【③全体事業概要】 未組織町内会に対して、啓発用パンフレットを送付するなど組織の必要性を訴えながら組織率の向上に努める。既存組織については、研修会の実施や防災活動用資機材の整備など育成強化を図る。	【④新年度事業概要】 未組織町内会に対して、啓発用パンフレットを送付するなど組織の必要性を訴えながら組織率の向上に努める。既存組織については、研修会の実施や防災活動用資機材の整備など育成強化を図る。
【⑤備考】	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート 6 自主防災組織育成事業(継続)

【①事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	災害対策基本法(第8条)及びこれを受けて策定されている総務省・消防庁防災業務計画(第3章第3節)の中で、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため「自主防災組織の育成」に努めることとされており、これを受けて、市としても、結成促進・育成強化事業を継続する。

【②民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	

【③住民ニーズ、行政需要の動向】	
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	自主防災組織リーダー研修会および防災用品助成の平成12年度実績は以下のとおり。 ①リーダー研修会 定員42名 申込72名 ②防災用品助成 交付31組織 申込58組織

【④市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	災害対策基本法第8条第2項第13号に、国及び地方公共団体が、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に努めなければならない事項の一つとして、「自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動に関する事項」が定められている。 また、総務省・消防庁の防災業務計画第3章第3節では、「地域住民による自主防災活動の推進」のため、「防災意識と連帯感の高揚」や「自主防災組織の育成」「活動環境の整備」が必要とであるとされており、自主防災組織の結成促進・育成強化は地方公共団体の責務である。

【⑤事業外部の条件整備(関連事業等)】	
● 問題無 ○ 要配慮	

【⑥事業成果(アウトカム)指標】	
指標	自主防災組織の組織率

選定理由	事業の主要な目標の一つが、自主防災組織の組織率を高めることであるため				
計算・推計方法	自主防災組織結成町内数／全町内会数×100				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	21.0%	23.2%	25.4%	27.5%	29.7%
実績					

【⑦事業成果指標・備考】

01総務 6

事業説明シート 7 消火器購入補助事業(新規)

部局課所 総務部防災対策課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 8節 消防力と防災体制の強化
 4項 防災体制の確立
 重点テーマ

【①事業の目的】 震災時の同時多発火災を抑制するには、一般家庭に消火器を備えることが最も有効とされている。しかしながら本市においては、各家庭への消火器の設置について、その重要性は認識しているものの、設置率向上については何ら方策は講じられていなかった。 そのため、購入経費の一部を補助することにより、十分な初期消火能力を持つ6型の家庭用消火器の設置率向上を図るものである。	【②事業の対象】 市内全世帯
【③全体事業概要】 消火器の設置割合を、5年間で市内全世帯の1割程度（15,000世帯）まで向上させるため、6型家庭用消火器の購入に対し、1世帯当たり1,000円程度の補助金を支給する。	【④新年度事業概要】 家庭用消火器購入時補助 1世帯1,000円（自己負担5,000円程度） 年間3,000世帯を限度とする。
【⑤備考】 他都市の事例 ①仙台市 平成4年度から平成9年度まで実施。 補助額1,000円 年間12,000世帯対象 ②横浜市 昭和48年から補助事業開始。 補助額1,800円 平成12年で累計100万本 ③品川区 平成12年度実績は1,029本。 補助額1,300円 ④江東区 補助額1,300円～1,500円。 薬剤詰め替え時にも補助金あり。 ⑤由宇町（山口県）補助額2,100円～2,750円。 薬剤詰め替え時にも補助金あり。	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート 7 消火器購入補助事業(新規)

【①事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	
【②民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	
【③住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向	阪神淡路大震災を契機とし、自主防災組織が結成され、また、家庭での初期消火の備えとして消火器の必要性は認識されてきている。しかし実際に購入となると、その性能や金額、取り扱っている業者（資格保持者か否か）などの理由により、二の足を踏んでいる。
【④市が今行う必要性】	

○ 無 ● 有	「総務省・消防庁防災業務計画」中で、「防災に関しとるべき措置」として第1章「震災対策」の中に、「火災対策」の項を設け、地域住民による初期消火活動を効果的に実施するため、地域における消火器等の共同保有を推進している。これは、いわゆる街角消火器の整備であるが、盗難やいたずら等により、その欠陥が明らかとなったことから、現在では、個別保有による「初期消火」「出火防止」徹底の指導が一般的となっている。 こうしたことを受け、市としても、出火防止対策の一環として、震災時の出火防止や地震に対する安全設備の普及、電気などに起因する出火の防止について、広報活動を通じたPRを図ると同時に、消火器の単独保有の割合を高める方策を講じなければならない。
---------	--

〔⑤事業外部の条件整備(関連事業等)〕

● 問題無 ○ 要配慮	
-------------	--

〔⑥事業成果(アウトカム)指標〕

指標	秋田市全世帯数に対する助成割合				
選定理由	実際に助成した割合を把握することが可能となる。				
計算・推計方法	累積助成世帯数／秋田市全世帯数×100				
留意事項	5年後には、全世帯数の1割強への助成をめざす。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		2.4%	4.9%	7.3%	9.8%
実績					

〔⑦事業成果指標・備考〕

--

事業説明シート 8 災害弱者用防災パンフレット作成(新規)

部局課所 総務部防災対策課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 8節 消防力と防災体制の強化
 4項 防災体制の確立
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 災害時において自力での避難が難しいのは、障害者などの災害弱者と呼ばれる方々であり、これらの方々の救出や避難誘導はまっ先に行われるべきである。これらの方々は震災時に自らどのように行動すればよいのか、また周囲の者はどのように情報を伝え、どのように誘導すればいいのか、どのように救助すればいいのか周知する必要がある。そのためには、平常時から地域において災害弱者を支援する体制を整備するため実施するものである。	【②事業の対象】 障害者などの災害弱者及びその関係者
【③全体事業概要】 災害弱者及びその関係者を対象とした、災害弱者用の防災パンフレットを作成する。 パンフレットの半分については災害弱者を対象とした内容とし、残りについては関係者を対象とした内容とする。これにより災害弱者は災害発生に備えてどのような対策を講じればよいのか、また実際の発生時には自らどのような行動を取ればよいのかを知ることができるし、関係者については日頃からどのような準備をすればよいのか、災害時発生時にはどのような援助や処置が必要なのかを知ることが可能となる。 さらに、市内の全避難場所の位置も掲載する予定であり、在宅時及び外出時の避難場所を知ることが可能となる。 配付対象については、身体・知的を問わない概ね全ての障害者及びその関係者とする。	【④新年度事業概要】 身体障害者及びその関係者用に防災パンフレットを作成し配付する。 @160×10, 000冊
【⑤備考】	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート 8 災害弱者用防災パンフレット作成(新規)

【①事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	
【②民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	NPO等で同種パンフレット作成している場合は、その活動を支援する方向も考えられるが、現段階では該当する団体は見受けられない。
【③住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向	災害弱者へは、災害への準備と災害時の対応について繰り返し周知する必要がある。 また当面、自主防災組織のある町内会においては、その防災訓練に障害者の方も参加してもらいながら、災害時の対応について双方に実践を積んでもらう。
【④市が今行う必要性】	

○ 無 ● 有	災害対策基本法第8条で、「高齢者・障害者等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項」について、「特に実施に努めなければならない」とされている。 また、新しい国の防災基本計画のポイントとして、「災害弱者への配慮」が盛り込まれており、平常時から地域において災害弱者を支援する体制を整備することが必要とされている。 さらに、総務省・消防庁業務計画でも、災害弱者対策として、地方公共団体は「災害に関する正しい知識や災害時の対応等を身につけることができるよう努める」よう定められている。 このため、災害弱者対策は市においてもまっ先に講じなければならないものである。
---------	--

〔⑤事業外部の条件整備(関連事業等)〕

● 問題無 ○ 要配慮	
-------------	--

〔⑥事業成果(アウトカム)指標〕

指標	配付必要者数に対する配付割合				
選定理由	全ての災害弱者へもれなく配付・周知することが必要であるため。				
計算・推計方法	配付数／配付必要者数×100				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		50.0%	100.0%		
実績					

〔⑦事業成果指標・備考〕

--

事業説明シート 9 災害時情報収集機器整備事業(新規)

部局課所 総務部防災対策課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 8節 消防力と防災体制の強化
 4項 防災体制の確立
 重点テーマ

【①事業の目的】 災害時においては、被害現場の情報・映像を素早く把握することが、対策やその後の早期復旧に役立つ。そのため③に記載した課題を解決すべく、新たな情報通信システムを導入し、災害時の円滑な情報把握を行い、適切な対応に資する。	【②事業の対象】
【③全体事業概要】 ① 画像伝送システムの導入及び運用 (災害現場で撮影した映像上にコメントなどを記入し、携帯電話網を利用して送信する。この映像については関係各課で利用可能。) ② 衛星電話の導入及び運用 (音声のみならずデータ通信も可能。不感地帯との連絡や、山岳遭難者の捜索に使用できる。) ③ 県や県警など関係機関との映像・データ交換システムの導入及び運用 (県警本部や県災害対策本部の映像情報やデータを受け取り、逆に市独自に収集した映像やデータを県や県警に提供するシステム) ④ 情報収集用無線アンテナの設置 (災害対策本部で使用する無線機・受信機用のアンテナを設置)	【④新年度事業概要】 ① 画像伝送システムの導入及び運用 導入経費(リース料など) 97千円 運用経費(電話使用料など) 110千円 ② 衛星電話の導入及び運用 導入経費(リース料など) 211千円 運用経費(電話使用料など) 259千円 ③ 県や県警など関係機関との映像・データ交換システムの導入及び運用 導入経費(リース料など) 2,606千円 工事費(設置・試験手数料) 2,982千円 ④ 情報収集用無線アンテナの設置 工事費 630千円
【⑤備考】	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート 9 災害時情報収集機器整備事業(新規)

【①事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	
【②民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	
【③住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向	災害対策基本法第8条で、「施策における防災上の配慮等」として、地方公共団体は災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に「防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信の設備」を整備することとされている。
【④市が今行う必要性】	

○ 無 ● 有	災害対策基本法では、地方公共団体の施策に防災上の配慮を強く求め、また、災害発生時には被害情報の報告を速やかに国県に報告し、その際は、必要な情報の収集に意を用いなければならないとされている。 総務省・消防庁の防災業務計画においては、市町村に対して、災害時に「県・国その他防災関係機関と緊密な連携を図るとともに、情報の迅速かつ的確な収集・伝達及びこれに基づく適切な措置を講じ」、さらに「具体的かつ適切な災害応急対策に資するため、迅速かつ的確に情報を収集・伝達するとともに、通信手段を確保するため通信設備・施設の保全を図り、関係機関との密接な連絡体制を整備する」よう指導するとしている。
---------	--

〔⑤事業外部の条件整備(関連事業等)〕	
● 問題無 ○ 要配慮	

〔⑥事業成果(アウトカム)指標〕					
指標	⑦に定性的に記載				
選定理由	災害時においては、情報を得るまでの早さが、対応の早さにつながる。				
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

〔⑦事業成果指標・備考〕	
事業の成果は、従来の①無線など不感地帯からの連絡に要した時間、②災害現場画像が見られるまでの時間、③関係機関から災害データが送られるまでの時間が限りなく0秒に近く短縮されることである。ただし、本成果を定量的に表すことは困難であることから、指標は設定しない。	

01総務 9